

秦野の霊園建設

秦野市沢沢にある八国見山南面区域での大規模霊園建設問題で、開発反対の市民グループ「沢沢丘陵を考える会」など5団体は同日、「市が事業者に出した霊園経営許可は市墓地条例の『要領』に反し無効」として即時工事中止と現状回復の措置を求める要望書を古谷義幸市長宛てに出した。

同市は昨年10月3日、事業者の公益財団法人「相模メモリアルパルク」（愛川町）に霊園計画地（広さ約19・9ha）の霊園経営を許可した。事業者はこの許可を受けて昨年11月に霊園建設を着工した。

墓地埋葬法の国の指針では「墓地予定地は自己所有が原則」とされ、同法に基づく市墓地条例で定める経営許可の

許可・審査基準の「要領」では、土地所有権について「土地譲渡の契約内容を履行した事実を確認できる登記簿謄本等を確認のうえ許可すること」と規定されている。

工事中止の要切手書

市民団体「市の許可、条例要領違反」

要領では土地譲渡契約書だ役所を訪れた考えの会のメンバーは「要領を全く無視した不正行為。明らかに事業者へ事業者に対して将来、土地を譲渡する旨を記した契約書が山周辺の貴重な自然環境を破

しかし市が許可した昨年10月の時点では、霊園予定地の土地全55筆のほとんどは湘南地域の株式会社とその経営者が土地を所有し、事業者は予定地の土地を1筆も自己所有しておらず、全55筆の事業者への土地所有権移転登記が完了したのは今年2月9日だ。

あり、問題ない」と釈明。昨壊する暴挙でしかない」と批判した。市側「所有権は移転」

5団体は要望書で「許可は有効性を持たない無効な行政行為であり、市民の信頼を失墜させる異常な行政処分」と指摘し、工事中止と現状回復「要領」に違反すると追及し

市側は、売買当事者の意思表示だけで土地の売買契約の効力が生じると定めた民法第176条（物件の移転）を根拠に、市が経営許可を決めた以前の昨年2月18日、事業者と土地を所有する湘南地域の株式会社が交わした売買契約の締結で所有権移転が完了したと説明。許可は違反ではないと釈明したが、謄本の確認については答弁しなかった。

また、県レッドリストで絶滅危惧種指定の猛きん類タカ科ノスリが繁殖行動する周辺の霊園計画地で樹木の伐採が進められていることについても質問。市側は「事業者に対しても再三、環境への配慮を指導している」と答えた。

【高橋和夫】